○国土交通省令第十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（政策企画官、交通安全対策官及び公共交通事故被害者支援企画調整官）	（政策企画官及び交通安全対策官）
第十六条　総務課に、政策企画官、交通安全対策官及び公共交通事故被害者支援企画調整官それぞれ一人を置く。	**第十六条**　総務課に、政策企画官及び交通安全対策官それぞれ一人を置く。
２・３　（略）	２・３　（略）
４　公共交通事故被害者支援企画調整官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する公共交通機関に関する事故による被害者の支援に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	（新設）
（交通バリアフリー政策室及び障害者政策企画調整官）	（交通バリアフリー政策室並びに障害者政策企画調整官及び公共交通事故被害者支援企画調整官）
第十八条　バリアフリー政策課に、交通バリアフリー政策室及び障害者政策企画調整官一人を置く。	**第十八条**　安心生活政策課に、交通バリアフリー政策室並びに障害者政策企画調整官及び公共交通事故被害者支援企画調整官それぞれ一人を置く。
２～４　（略）	２～４　（略）
（削る）	５　公共交通事故被害者支援企画調整官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する公共交通機関に関する事故による被害者の支援に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
（企画調整官、地域交通計画調整官及び都市交通対策企画調整官）	（企画調整官及び都市交通対策企画調整官）
第二十二条　地域交通課に、企画調整官、地域交通計画調整官及び都市交通対策企画調整官それぞれ一人を置く。	**第二十二条**　地域交通課に、企画調整官及び都市交通対策企画調整官それぞれ一人を置く。
２　（略）	２　（略）
３　地域交通計画調整官は、地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関する事務（都市局及び都市交通対策企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	（新設）
４　都市交通対策企画調整官は、命を受けて、都市交通に関する基本的な計画に関する重要事項に係る事務（都市局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	３　都市交通対策企画調整官は、都市交通に関する基本的な計画に関する事務（都市局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
（施工安全企画室並びに調整官、事業総括調整官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官）	（インフラ情報・環境企画室及び施工安全企画室並びに調整官、事業総括調整官、アセットマネジメント企画調整官及び観光・地域づくり事業調整官）
第二十四条　公共事業企画調整課に、施工安全企画室並びに調整官六人以内並びに事業総括調整官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官それぞれ一人を置く。	**第二十四条**　公共事業企画調整課に、施工安全企画室及びインフラ情報・環境企画室並びに調整官五人以内並びに事業総括調整官、アセットマネジメント企画調整官及び観光・地域づくり事業調整官それぞれ一人を置く。
（削る）	２　インフラ情報・環境企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　社会資本の維持管理及び更新の計画的な実施に係る情報の活用のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案並びに調整に関すること。